

広島大学学術情報リポジトリ

Hiroshima University Institutional Repository

| | |
|------------|---|
| Title | 古典ヘブライ語における条件節の統語構造についての一考察：律法テキストにおける用例を中心として |
| Author(s) | 三上, 宗一 |
| Citation | ニダバ, 20 : 72 - 81 |
| Issue Date | 1991-03-31 |
| DOI | |
| Self DOI | |
| URL | https://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/00047221 |
| Right | |
| Relation | |



古典ヘブライ語における 条件節の統語構造についての一考察

－ 律法テキストにおける用例を中心として －

三 上 宗 一

0. はじめに

古典ヘブライ語に存在するいくつかの小辞の中で、ki 及び 'im'¹⁾ に対しては共に条件表示の機能が認められてきた。しかし、両者が共に用いられている律法のテキストにおいては、これらの二つの小辞は明確に使い分けられている。次にあげる例文において、条件節で ki が用いられているのは最初の部分だけであり、残りは全て 'im が使われている。

- | | |
|---|---|
| 1) <u>ki</u> ṭiqneh 'ebed 'ibri ' <u>im</u> b'gappō yābō' ' <u>im</u> ba 'al 'iššāh hū' ' <u>im</u> 'ādōnaw yitten lo 'iššāh ... w' <u>im</u> 'āmōr yō' mar ... | šēš šānim ya 'abōd ... b'gappō yēšē' w'yāš' āh 'išto 'immō hā 'iššāh wiyłādēhā tihyeh la' dōneḥā ... w'higgišo 'ādōnaw 'el hā 'ēlōhim ... |
|---|---|

(Ex. 21:2~6)

もしあなたがヘブライ人の奴隷を買うのであれば、彼は6年の間仕える。(中略)
 もし彼が一人で来るのであれば、彼は一人で出ていく。もし彼が妻の夫であれば、彼の妻も共に出ていく。もし彼の主人が彼に妻を与え(中略)る場合には、妻とその子供はその主人のものとなり(中略)、そしてもし彼が(中略)と言うならば、彼の主人は彼を神の所へと連れていき、(以下略)

左側が条件節で、右側がそれに対応する帰結節である。そしてそれぞれの小辞の使い分けに関しては次のような記述が文法書にみられる。

in the legal corpus the ky introduces the protasis of the legal statement and if subsidiary instances are attached to this protasis they are introduced with m. (Bandstra, 1982. P297)

in more complex presentation of case law, the two particles are used together, ki introducing the major circumstance and 'im minor circumstances. (Waltke and O'Connor, 1990. P637)

しかしながら、これらの記述は 'imによって導入される条件が ki による条件と比べて 'subsidiary' であり、'minor' であるということを内容面から言っているにすぎず、両者

の文法的な違いについて触れているものではないように思われる。それで本考察においては、まずそれぞれの条件節の統語構造に注目し、いくつかの問題点をピックアップした後で、それらの構造が両者の機能的な差異とどのように関わっているのかについて検討を加えていきたいと思う。

1. 条件文の構造

Speiser(1947)によれば、条件を表す方法としては、(a)接続詞省略 (asyndesis)、(b)条件を表示する小辞の使用、の二つが考えられる。ただし前者はその変異形式として等位接続詞を使用した場合をも含む。その例として、彼は次の例文をあげている。

2) w^ora'iti māh w^ohiggadti lāk (I Sam. 19:3)

If I see anything I shall tell thee. (訳は Speiser)

この例文に含まれる二つの節は共に等位接続詞 w^o-を伴っており、一般にワウ継続法 waw-consecutive と呼ばれる形式を取っている。この例の場合、未来において予想される事柄は時間の推移に従って列挙され、一方が他方に従属するというような関係にはなっていない。上の文が条件を表すとされるのは純粹に意味内容を考慮してのことである。

3) w^okī yiggōp šōr 'iš 'et šōr rē'ēhū wāmēt ūmākru 'et haššōr haḥay ...
(Ex. 21:35)

そしてもしある人の牛が仲間の牛を傷つけ、(その牛が) 死んだ場合、彼らは生きている牛を売って、(以下略)

一方これは条件小辞 kī の使用された例文である。この例文における条件部と帰結部の内容的な境界は二つめと三つめの下線をひいた動詞の間にあると思われるが、それを示唆するいかなる形式的表示もなく、特に三つめの動詞が二つめの動詞と同様ワウ継続法の形式をとって等位接続されていることが注目される。内容的な帰結部がこれ以外の形式を取って表れる場合もあるが(例えば独立不定詞+動詞定型など)、一般的には条件部と帰結部の間では明示的な境界は存在しないことが多い。このように、条件小辞の有無にかかわらず出来事が論理的な順序に従って等位接続される構造をとっていることがこの場合の条件文の大きな特徴であり、この点で節の従属関係が形態的、統語的に明示されるドイツ語などの言語とは趣を異にしている。以下の議論では、条件小辞と節との統語的關係を見る場合、対象をこれらの小辞の直後に生起する最初の節に限定することとし、それぞれを kī 節、及び 'im 節と呼称する。

2. kī 節

2. 1. kī の機能

Bandstra(1982)は kī の機能を(1) kī Complementation, (2) Circumstantial kī, (3) Consequential kī, (4) Adversative kī, (5) Causal kī, の五つに分けており、そのな

かで(2)をさらに(a)Temporal, (b)Introducing the Protasis of Conditional Sentences, (c)Concessive, の三つに分けている²⁾。この中で(1)は知覚動詞や感覚動詞の補文を導入する機能であるが、それ以外の四つの ki 節と主節との関係について彼は次のような図を提示している。

| Clause Order | ki-clause -- main-cl. | main-cl. -- ki-clause |
|------------------------------|-----------------------|-----------------------|
| <u>ki</u> -clause material: | old information | new information |
| <u>ki</u> semantic function: | time | cause |
| | condit-protasis | consequence |
| | concession | adversion |

これは主節との相対的な位置関係をもとに諸機能を分類したものであるが、条件節は時間節や譲歩節とともに主節に先行する位置にあり、談話の流れの中では主節に対して旧情報を担う位置にあることを示している。

2. 2. ki 節の統語的特徴

2. 2. 1. 述語動詞

ヘブライ語の節は動詞節(Verbal Clause, 以下VC)と非動詞節(Non-verbal Clause, 以下NC)に大別されるが、その他に準動詞節(Quasi-verbal Clause, 以下QC)が付け加えられることもある³⁾。ki 節の場合、圧倒的にVCの多いのが特徴である⁴⁾。

| | VC | NC | QC | その他 | 計 |
|-------------|-----|----|----|-----|-----|
| <u>ki</u> 節 | 179 | 5 | 0 | 0 | 184 |
| 'im節 | 134 | 27 | 5 | 14 | 180 |

NCの5例はみな分詞を述語に持つ節であり、他は全て動詞節となっている。これらの述語動詞はそのほとんどが未完了形であり⁵⁾、しかも ki の直後の位置に生起している点特徴的である。(以下の例文では、条件小辞の直後の要素に下線が引かれている。)

4) w*ki yiṗtah 'iš bōr ... (Ex. 21:33)

もし人が穴を開き、(以下略)

5) 'iš ki yamūt ūbēn 'en lō, (Num. 27:8)

もし人が息子を持たずに死ぬならば、(以下略)

次は完了形動詞の例である。

6) ki pāsāh hanneḡa ' babbeḡed 'ō ḡašš tī 'ō ḡā 'ereḡ ... (Lev. 13:51)

もし衣服の中に、縦糸や横糸(中略)の中に災厄(かび?)が広がっていたならば、

7) ki ḡarb*kā hēnāptā 'ālēhā (Ex. 20:25)

もしあなたがその上にあなたの剣を振るったならば、

7)のように節が述語動詞以外の要素で始まっている例は少なく、184例中に8例しか

い。(そのうち5例は分詞を述語に持つものである。)

8) ki 'attem 'ōbrim 'et hayyardēn 'el 'eres k'nā'an, (Num. 33:51)

あなたがたがヨルダンを渡ってカナンの地へ(入っていく)時には、

9) ki haggōyim hā'ēlleh 'āšer 'attāh yōrēs 'ōtām 'el m'ōn'nim w'el qōsmim
yišmā'ū, (Deut. 18:14)

あなたが追いかかっているこれらの民が予言者や占い師に聞き従うからと
いって、

10) ki bišrirūt libbi 'ēlāk (Deut. 29:18)

私が自分の心の強情さのままに歩んでも、

これらのうち、8)は時間節、9)、10)は譲歩節としても解釈できるものであるが、これらと条件節との統語的、意味的な相違についてはさらに検討が必要であろう(注4参照)。

2. 2. 2. 名詞句の前置

条件節としての ki 節は、すでに見たとおり動詞で始まるものがほとんどであるが、それ以外の文要素が前置されることがある⁶⁾。その際 ki の直前に移動している点が注目される。(以下の4例のみ ki の直前の前置要素に下線が引かれている。)

11) ūbat kōhēn ki tihyeh l' iš zār (Lev. 22:12)

そして祭司の娘が外国人のものとなる場合、

12) neḡa' s̄āra 'at ki tihyeh b' ādām (Lev. 13:9)

らい病の災厄が人に生じる場合には、

共に節の主格要素が ki の前に前置された例であるが⁷⁾、11)は有情名詞、12)は無生名詞の前置の例である。また節中の属格要素が左方転移により主題となったものとしては、次の例をあげておく。

13) w' iš ki tēšē' mimmenn-ū šikbat zāra' (Lev. 15:16)

そして男において、もしその内からの射精があるならば、

14) 'ō bāsār ki yihyeh b' 'ōr-ō mikwat' ēš ... (Lev. 13:24)

あるいは肉において、もしその皮膚に火傷の跡ができ、(以下略)

これらの場合、もとの位置には接辞代名詞が残ることによって節中での格関係が明確に保持されている。ここで前置された節中の属格要素を列举しておく、次のようである。

| | | |
|---|---|----------|
| { | <u>iš</u> (男: 'iš 'iš を含む) | 5 |
| | <u>iš 'o' iššāh</u> (男または女) | 3 |
| | <u>bāsār</u> (肉) | 2 |
| | <u>iššāh</u> (女), <u>ādām</u> (人), <u>habbeḡed</u> (その衣服) | 各 1 計 13 |

また、前置された主格要素の例としては、次のものがある。

| | | |
|--------------------------------------|---|-------|
| 'iš(男: 'iš 'iš を含む) | 1 | 2 |
| nepeš(魂、人) | | 7 |
| 'iššāh(女), bat ('iš) kōhēn(祭司の娘) | 各 | 3 |
| 'ādām(人), 'iš 'ō 'iššāh(男または女) | 各 | 2 |
| 'att(あなた(fem.)), kōhēn(祭司), | 各 | 1 |
| šōr 'ō kešeb 'ō 'ēz(雄牛、または子羊、または雌山羊) | | 1 |
| nega 'sāra 'at(らい病の災厄) | 1 | 計 3 3 |

3. 'im節

3. 1. 'im節の統語的特徴

律法テキストでは小辞 'im はすでに見たように主に付随的な条件を述べるために用いられる。ただ、同じく条件といっても、ki により導入される条件と比べると統語的にも若干の相違がみられる。まず ki 節と異なり、'im 節においては動詞節のみならず非動詞節や準動詞節なども生起することができる点、節の語順自体も ki 節と比べるとかなり自由である点などである。

3. 2. 動詞節

すでにみたように 'im 節において最も多いのは動詞節であるが、ki 節と比べると内部の語順は比較的自由である⁸⁾。

| | | | |
|---------|-------------------------|----|-------|
| 'im + P | +(S)+(O)+(M)... | 80 | |
| 'im + S | + P +(O)+(M)... | 9 | |
| 'im + O | + P +(S)+(M)... | 11 | |
| 'im + M | +(M)+ P +(S)+(O)+(M)... | 34 | 計 134 |

括弧内は任意要素である。P以降の語順についてはこの図のように(S)+(O)+(M)...が多いものの絶対的なものではなく、特に前置詞+代名詞の組み合わせなどは動詞の直後に置かれることが多い、といった傾向もある。また(M)...は、副詞句などの周辺的な(Marginal)要素が二つ以上続き得ることを示している。

ここで注目されるのは、(1) 'im 節の場合節内の要素の前置が 'im を越えてなされることがなく、Pの直前の位置に留まっている点、(2) Pの直前に現れうる文要素が一つに限られている点などである。以下、順に見ていきたい。

15) we' im hēni' 'ābihā 'ōtāh b' yōm šōm 'ō kōl n' dāreḥā we' ēsāreḥā 'āšer 'āsrāh 'al napšāh, (Num. 30:6)

そしてもし彼女の父が、彼女が自分自身に課したいかなる誓約や物断ちの誓約であれ(それを)聞いた日に彼女を差し止めたならば、

16) w' im nepeš 'ahat teḥēṭā' bišgāgah, (Num. 15:27)

そしてもし一つの魂 (一人の人) が誤って罪を犯すならば、

17) w' im 'et mišpāṭay tiḡ'al napš'kem l'bilti 'šot' et kōl mišwōṭay ... (Lev. 26:15)

そしてもし私の法をあなた方の魂が憎み、私のいかなる命令をも行うことなく、
(以下略)

18) w' im baššādeh yimšā' hā' iš' et hanna 'ārā ham' ōrāsāh ... (Deut. 22:25)

そしてもしその男がその婚約した娘を見つけたのが野原であり、(以下略)

15)は動詞で節が始められている例であり、これが古典ヘブライ語における最も一般的な語順である⁹⁾。その次の三つはそれぞれ主語、目的語、それ以外の周位的要素が述語動詞に前置されている例であるが、周位的要素については次の例も参照のこと。

19) w' im b'peta' b'lō' 'ebāh hādāpō, (Num. 35:22)

しかしもし思いがけなく、敵意もなく彼を突いたのであれば、

20) w' im b'yōm š'mōa' 'išāh yāni' 'ōṭāh, (Num. 30:9)

しかしもし彼女の夫が (それを)聞いた日に彼女を差し止めるのであれば、

19) は述語動詞に二つの前置詞句が先行している例である。一方 20)の場合、'išāhを直前の不定詞にかかっているとみるか、後ろの yāni'の主語であるとみるかという問題がある。後者の見方に従えば、これは二つの文要素が前置されている例ということになる。もっとも先の例 15)の場合、不定詞には接辞代名詞_oが付いていたが(šōm'ō)、それに相当するものがこの場合名詞で出ているとすれば、この例は一つの前置詞句が先行している例ということになる。

3. 3. 非動詞節

非動詞節は基本的にSとPの二つの要素を骨格とする構造を持つとされ、周位要素を無視すればS-PとP-Sの二つの語順が考えられる¹⁰⁾。'im節の場合はP-Sが多くて27例中23例、それ以外が4例である。そしてP-Sの23例中名詞あるいは形容詞をPとして持つものが18例、前置詞句が5例ある。名詞はいずれも不定名詞である。

21) w' im baheret l'bānāh hū' b'ōr b'sārō, (Lev. 13:4)

しかしもしそれが彼の肉の皮膚において白い斑紋であったならば、

22) 'im b'ālāw 'immō, (Ex. 22:14)

もしその所有者が彼と共にいたならば、

23) 'im 'ōd rabbōt baššānim, (Lev. 25:51)

もしまだ年数が多いなら (年において多いなら)、

24) 'im kešeb hū' maqrib' et qōrbānō, (Lev. 3:7)

もし彼が羊を自分の捧げ物としてもちこむならば、

21)がP-S、22)がS-Pの例である。また23)はSが省略された例、24)は分詞を述語に持つ例である。そして後者では分詞の目的語が前置されているものの、節末には 'et を伴った別の目的語があるため、全体として少し破格の構文となっている。

3. 4. 準動詞節

これについては、次の例をあげておくにとどめる。

25) w^e im 'ēn lō baṭ (Num. 27:9)

しかしもし彼に娘がいないならば、

26) 'im 'ēn lō (Ex. 22:2)

もし彼が何も持っていないならば、

準動詞節はどれもみな 'ēn で始まっている。26)では主語が省略されている。

3. 5. その他

'im節の場合、直後に来る要素が節の形式を成さない場合がある。

27) w^ezeh yihyeh mišpaṭ hakkōhānim mē'ēt hā'ām mē'ēt zōbhē hazzebāh 'im šōr
'im šeh, (Deut. 18:3)

そしてこれが民から、すなわち牛であれ羊であれ犠牲を捧げる者たちから祭司が受け取る分についての定めである。

28) w^e im mibben hāmēš šānim w^e'ad ben 'esrim šānāh, (Lev. 27:5)

そして5歳から20歳までの場合には、

29) w^elā'āreṣ lō' y^ekuppar laddām 'āšer šuppaḳ bāh ki 'im b^edam šōpkō
(Num. 35:33)

そして地に関しては、そこで流された血は、それを流した者の血によってしか贖われることがない。

27)のように 'im A 'im B (AであれBであれ) の形をとる場合もあり、28)のように前置詞句のみをとる場合もある。そして29)は 'adversative' の ki を伴った例であり、かなり頻繁に「～以外」の意味で熟語的に用いられている¹¹⁾。

4. ki 及び 'imの機能と節構造との関係

ki 節の場合、条件用法に限っては動詞節のみが用いられる。また節内の語順に関しては動詞が先頭(すなわち ki の直後)に来ることが原則であり、節内の要素が前置される際には ki の前の位置へと移動する。以上のことを2節で指摘することができた。

これらの現象のうち、名詞句の前置が ki を越えて行われているのが特に注目される点である。これについてはすでにKahn(1988)による関係節構文との混成(注7参照)という見地からの考察があるが、ここではむしろBandstra(1982)のいう話題化(topicalization)

の操作によるものとする見解を取りたい。もっとも、それが ki を越えてなされることについては、注6であげた例文a)にもみられる通り、ki の側にも同時に述語と結びつきやすいという性質があるのではないか、という可能性もある。

もともと ki 自体は機能的にはBandstra(1982)のいう 'relator particle' であり、二つの節を結びつける役割を果たしているが、同時に起源的には副詞的性質を持つ語であったとも言われている(注1参照)ため、それがこのような統語的特性にも反映していると思なすことはできないだろうか。つまり節を統括する中心的な項である動詞に対して、ki は統語的にそれを直接修飾する位置を占めていることになる。これはいわゆる ki の「強調用法」と平行した構造である。もっとも条件用法でない ki 節の場合には必ずしも動詞が先頭に位置するとは限らないが、これについてはもともと条件の ki 節は条文の先頭に位置しており、条文全体の状況設定の役割を担っているとみられるため、動詞で表される出来事そのものが内容的に最も重視されているとみれば、このように動詞が ki の直後に来やすいことも理解できるのではないだろうか。(cf. 関根(1967))

それに対し、'im節は一旦 ki 節その他の直前の文脈において提示された状況内における副次的条件を列挙するために用いられる。この副次的条件というのは、普通の節の形を取ることもあるが、3. 5. 節でみたように省略された形式をとることもある。特にそれが複数存在する場合、他の条件との対比(Contrast)を目立たせる形で提示される場合が多い。例えば例28)の場合であるが、この例文が含まれる条文全体を見てみると、20歳～60歳、5歳～20歳、1ヵ月～5歳、60歳以上の四つの場合についての規定があり、最初の20歳～60歳の場合を除いてみな 'imを伴った28)と同じ構文をとっている。この場合、「～の場合には」という訳がもっとも適切であるように思われる。29)についても事情は同じであり、まず贖いが不可能であるということ一旦断っておいた上で「しかし(ki)それを流した者の血によってならば('im以下)〔別である。〕」と解釈することができる。ここでは 'im以下の前置詞句は直前の文脈の特殊事例を省略された形式で提示していることになる。

同じことがある程度は 'im以下が通常の節である場合にも言える。例18)は場所の前置詞句(野原で)で始まる例であるが、その直前の文脈では同じ状況が「市内で」起こった場合のことが述べられており、それとの対比で前置詞句が節の先頭に来たとみられる。同様に15)～17)の例文においても、他の条件との対比のかなめとなっているのは 'imの直後の下線を引いた要素であるとみられる。

もっとも、節の語順は多くの統語的ないし談話的要因が絡んで決定されているので、単純に 'imの直後の要素について一般化することはできないわけであるが、それでも 'imの持つ条件表示としての機能がそのような前置された要素の対比的な側面を明示的に強調しているという見方はできないだろうか。とにかく、'im節内の語順については、条文内の談話の流れとの関連等の問題とからめて、今後もさらに調べていきたいと思う。

注

1) Schoors(1981)によれば、kiは語源的には前置詞の k°-(as, like)や副詞の kōh(so, thus)と関連があり、元来は直示的な、或いは指示的な語であるという。また 'im自体の語源についてはさらに検討が必要であろうが、Moscatti(1980)はウガリット語 hm、シリア語 'en、アラビア語 'in、エチオピア語 'ammaと関連させている。なお、アッカド語 šummaについてはSpeiser(1947)、Rundgren(1955)その他を参照のこと。

2) Brown-Driver-Briggsは kiの条件用法を時間や譲歩などと共に分類し、'imによる条件との違いについては、'... ki has a force approximating to if, though it usu. represents a case as more likely to occur than 'imとも述べている。

3) 準動詞節は yēš(there is)や 'en(there isn't)などを述語に持つ節である。

4) 統計を取った範囲は出エジプト記20章より申命記31章の中の律法部分である。kiの方はBandstra(1982)が 'Circumstantial ki'として認めたもの全て、'imの方は範囲内の出現例全てを対象とした。ただし、ところどころに挿入されているエピソードの部分は含めていない。それと、Lev. 5:17も興味深い例ではあるものの、今回は集計からはずしておいた。ところで、Bandstraのいう 'Circumstantial' な用法の中には時間や譲歩の用法も含まれており、条件用法とは明確に区別が可能なものもあるが、今回はそれらを含めて全て資料中からははずさないでおいた。この区別は今後の課題である。

5) 動詞の時制分布は条件節と帰結節で特に違いはない。この点は、ハンムラビ法典のアッカド語が条件部で過去形及び完了形、帰結部で現在形を用いて明確に区別しているのと対照的である。

6) 条件節以外でもこの構文は現れることがある。以下は理由節の用例である。

a) za 'āqat s' dōm wa 'āmōrāh ki rābāh w'haṭṭā' tām ki kābdāh m' oḏ

ソドムとゴモラの叫びは大きく、彼らの罪は非常に重いので、 (Gen. 18:20)

この例文の kiは「強調用法」の一例とみなされることがある。しかしこの節は主語が話題化の操作を経て前置された構文をとっており、kiに強調のニュアンスがあるとすればそれは節内で述語の直前の位置を占めていることが大きいと思われる。少なくとも kiの他の機能は全て二つの節を様々な関係で結合することと結びついており、それらと対等なものとして「強調」の機能を認め得るかどうかは微妙な問題である。(cf. Bandstra)

7) Kahn(1988)はこの構文を混成(blend)の一種とみなし、次の様に図式化している。

a) ki yaqrib 'iš qōrbān

b) 'iš 'āšer yaqrib qōrbān

c) 'iš ki yaqrib qōrbān

つまりa)の条件節構文とb)の関係代名詞 'aserを伴った「～の人」という構文が混成を起し、c)の構文が成立したとみる。

8) 略語はそれぞれ P(redicate), S(ubject), O(bject), M(arginal)を表す。

9) Williams(1976)によれば、一般的な動詞節の語順は、'Verbal predicate + Noun subject + Noun object + Adverb or Prepositional phrase' という。

10) 伝統的にはS-Pが自然な語順であり、P-Sは何らかの強調が述語に作用している場合の語順であるという見方がされてきた。それに対し、Andersen(1970)やMuraoka(1985)などは強調(emphasis)という概念の曖昧さを指摘し、どちらの語順をとるかはSやPの文法的な素性や前後の文脈などが関係していることを指摘した。'imの後ではP-Sが多いわけであるが、これについては詳しくはMuraoka(1985)のChap.1 B vi)を参照。

11) ki'imの直後にはこれらの例のように句の形式が来る場合と節の形式が来る場合がある。後者の場合、'imの意味が(if)として保たれる場合とki'im全体で(except that)の意味の場合があるとされる。

参考文献

- Andersen, F. I., The Hebrew Verbless Clause in the Pentateuch. (Nashville, Abingdon Press, 1970).
- Bandstra, B. L., The Syntax of Particle 'KY' in Biblical Hebrew and Ugaritic. (Ph. D. dissertation, Yale University, 1982).
- Brown, F. & S. R. Driver & C. A. Briggs, A Hebrew and English Lexicon of the Old Testament. (Oxford, Oxford Univ. Press, 1907).
- Gesenius, W., Gesenius' Hebrew Grammar. (Edited by Kautzsch, translated by A. E. Cowley from the 28th German ed., Oxford, Oxford Univ. Press, 1910).
- Kahn, G., Studies in Semitic Syntax. (Oxford, Oxford Univ. Press, 1988).
- Moscatti, S., An Introduction to the Comparative Grammar of the Semitic Languages. (Wiesbaden, Otto Harrassowitz, 1964)
- Muraoka, T., Emphatic Words and Structures in Biblical Hebrew. (Jerusalem, The Magnes Press, 1985).
- Rundgren, E., Über Bildungen mit 'k- und n-t- Demonstrativen im Semitischen. (Uppsala, Almqvist & Wiksells Boktryckeri AB, 1955).
- Schoors, A., "The Particle ki" Oudtestamentische Studiën. Vol. 21 (1981) P240~276.
- Speiser, E. A., "A Note on the Derivation of šumma". Journal of Cuneiform Studies. Vol. 1, (1947) P321~328.
- Walke, K. W. and M. O'Connor, An Introduction to Biblical Hebrew Syntax. (Winona Lake, Eisenbrauns, 1990).
- Williams, R. J., Hebrew Syntax. 2nd ed. (Toronto, Univ. of Toronto Press, 1976).
- 関根正雄, イスラエル人の思惟方法 (『オリエント』 Vol. 10 (1967) P1~14).